

【介護報酬改定のポイント】

(介護予防支援・居宅介護支援)

○ 初回加算（介護予防支援・居宅介護支援共通）

初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）の加算を導入。また、居宅介護支援については、退院・退所時に、より高い額を加算する。

○ 特定事業所加算（居宅介護支援のみ）

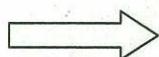
中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している等の要件を満たした場合の加算を導入。

○ 特定事業所集中減算（居宅介護支援のみ）

正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が90%以上である場合の減算を導入。（平成18年10月より算定開始。）

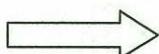
初回加算

（介護予防支援）



250単位／月

（居宅介護支援）



初回加算（Ⅰ）〈初回時〉

初回加算（新規）

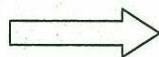
250単位／月

初回加算（Ⅱ）〈退院・退所時〉

600単位／月

特定事業所加算

特定事業所加算（新規）



500単位／月

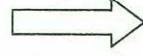
※算定要件

過去3か月において次の要件を満たした事業所について算定できる。

- ・主任介護支援専門員である管理者を配置していること。
- ・常勤専従の介護支援専門員が3人以上配置されていること。
- ・サービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等の会議を定期的に開催していること。
- ・利用者のうち、中重度者（要介護3～5）の占める割合が60%以上であること。
- ・24時間緊急呼び出しに対応できる体制が確保されていること。
- ・定期的に研修を実施し、又は外部の研修を受講させていること。
- ・地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受託し、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ・減算要件に該当していないこと。
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が35件を超えておらず、かつ介護予防支援業務の委託を受けていないこと。

特定事業所集中減算

特定事業所集中減算（新規）



△200単位／月

【介護報酬改定後の動向】

○ 初回加算の算定割合は5%前後でほぼ横ばい。

○ 特定事業所加算の算定割合は0.09%（平成18年11月）。

○ 特定事業所集中減算の算定割合は、（平成18年10月） 4.6% (92.6千件) （平成18年11月） 4.5% (89.0千件)